

消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリングの対象施策等

資料1

平成25年11月12日(火)16:00～

共通で説明を求める事項

- 各施策の概要、これまでの取組状況、成果
- 今後の取組方針、課題

	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
エステ・美容医療サービス	39	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学会の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。 施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めていきます。	継続的に実施します。	厚生労働省	厚生労働省	1.美容医療サービスにおける「医療機関ホームページガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施状況、及びホームページの表示を適正化するための措置の検討状況について説明されたい。 2.フリーペーパー、タウン誌等の美容医療の広告における「医療広告ガイドライン」の遵守状況及び表示適正化の取組状況について説明されたい。 3.美容医療サービスにおける事前説明(消費者取引に関する内容を含む。)及びその同意に係るトラブルの発生状況、並びに事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討状況について説明されたい。 4.まつ毛エクステンションに係る安全を確保するための施術者への教育プログラム及び消費者への情報提供の在り方について、その検討状況及び措置の実施状況について説明されたい。
	39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する事前説明(消費者取引を含む。以下同じ。)及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。	前段について、引き続き実施します。 後段について、平成25年度から検討し、26年度に策定します。	厚生労働省		
	39-3	まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。	平成25年度中に結論を得て、措置を講じます。	厚生労働省		
	153-3	平成24年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。	平成25年度に検討し、26年度に実施します。	厚生労働省		
消費者安全	2	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。	継続的に実施します。	消費者庁	消費者庁 厚生労働省	1.関係省庁等からの事故情報が一元化されたことによる、情報の収集、分析、提供の成果及び今後の課題について説明されたい。(消費者庁) 2.美白美容液による白斑問題への対応について説明されたい。(消費者庁、厚生労働省)
	3	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。	緊急時に速やかに対応します。	消費者庁 関係省庁等		
	4	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。	継続的に実施します。 なお、公表する事故情報の範囲等の拡大については平成22年度に一部実施済み。	消費者庁 関係省庁等		
	5・6	消費者安全法に基づく消費者事故等の通知やPIO-NET等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことによって、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。	継続的に実施します。	消費者庁		
	7	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	一部実施済み。サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。	消費者庁 関係省庁等		
	12	消費者安全法や消費生活用製品安全法に基づき収集された、重大事故等の情報について、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に集約及び分析・共有を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。	継続的に実施します。	消費者庁 関係省庁等		
インターネットによる財産被害対策	153	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。	実施済み。 (平成23年3月「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」の取りまとめ。)	消費者庁 総務省 経済産業省	消費者庁	1.事業者について定められた表示事項の遵守状況及び不適正表示への対応状況について説明されたい。 2.「決済代行業者登録制度」の運用状況、効果等の検証・評価の状況について説明されたい。 3.消費者庁越境消費者センターの概要、活動状況について説明されたい。
	153-2 ・ 171	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営 二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討	実施済み。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 実施済み。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 、：継続的に実施します。 実施済み。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。	消費者庁 総務省 経済産業省		